

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金に関するQ & A

No	分類	質問・確認内容	回答
1	対象	医療機関等所在地は岐阜県にあるが、開設者所在地が県外の場合も対象になるか。	開設者所在地が県外の場合でも、医療機関所在地が県内の施設については対象となります。
2	対象	個人事業主において給与を支払っている雇用主の家族（専従者）に対する賃上げは対象になるのか。	専従者として給与が支給されている者はベースアップ評価料の対象となっているため、対象となります。
3	対象	賃上げ支援補助金と物価上昇支援事業補助金の双方を申請することは可能か。	可能です。それぞれの補助金の補助事業者の要件等についてご確認ください。
4	対象	医療機関等物価高騰対策支援金と重複して申請することは可能か。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるものですので、どちらか一方しか申請できないわけではありません。それぞれの事業で対象であれば両方申請することも可能です。なお、受付期間が異なるため、申請漏れがないようお願いします。
5	申請方法	郵送での申請は可能か。また、直接届けに行くことは可能か。	原則オンラインでの申請となります。オンライン申請フォームより申請してください。 オンライン申請フォームを利用できない場合は、郵送で申請を行ってください。 なお、事務管理の観点から手渡しによる提出は受け付けておりません。 詳細は県ホームページをご覧ください。 【オンライン申請フォーム】 岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金ポータルサイト <a href="https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien">https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien</a>
6	申請方法	個人もしくは法人が複数の施設を運営している場合、施設単位で申請すればよいか。	複数施設を運営する場合は施設ごとではなく、個人もしくは法人単位で申請をお願いします。また、それぞれの施設ごとに振込先が異なる場合でも、登録可能な口座は一つになります。
7	申請方法	申請者と受取人口座の名義人が異なってもよいか。	申請者と口座名義人は原則一致させる必要があります。やむを得ず異なる名義の口座を登録する場合は、別添委任状の提出をもって登録することは可能です。県のホームページに委任状のひな形がありますのでご活用ください。
8	申請方法	入力後に誤りが発覚した場合はどうすればよいか。	申請後に申請内容に誤りが判明した場合、速やかに下記連絡先までご連絡ください。 【岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金事務局：050-1750-8905】
9	申請方法	本補助金は課税対象か。	法人税法・所得税法上の非課税取引に当たらないため課税の対象となりますが、課税額等の詳細は担当の税務署へお問い合わせください。
10	賃上げ関係	「みなし指定」を受けている訪問看護STも申請可能か。	「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、令和7年3月1日時点で「訪問看護ST」としてベースアップ評価料を届けていれば申請可能です。
11	賃上げ関係	別紙2の「職種」について、該当職種がない場合はどのように対応すればよいか。	該当職種がない場合は、「(11) その他職員」を選択してください。
12	賃上げ関係	賃上げ支援補助金で申請できる金額には、ベースアップ評価料を活用した金額や本補助金以外の賃上げ補助金を活用した金額も含めることができるか。	含めることはできません。国実施要綱p10に「診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることができる。」とされています。そのため、別紙2で算出される「賃金改善の総額」（当該数値が自動反映する別紙1「実績額」の「賃上げ支援事業合計」）は、ベースアップ評価料を活用した金額や本補助金以外の賃上げ補助金等を活用した金額を除いた額となるようにしてください。